

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター建設工事
条件付一般競争入札実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(以下「取扱規程」という。)に基づき、大阪はびきの医療センターが発注する建設工事を対象として条件付一般競争入札を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 工事種別 工事内容ごとに定める工事の分類をいう。
- 二 建設工事の種類 建設業法別表第一(上欄)の建設工事の許可の種類をいう。
- 三 経審 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査をいう。
- 四 等級 建設工事の種類のうち、大阪府において毎年1月31日時点で有効な経審の結果をもとに区分した等級をいう。
- 五 区分評点 毎年1月31日時点で有効な経審の建設工事の種類それぞれの総合評定値をいう。
- 六 工事金額 設計金額(消費税額込み)をいう。

第2章 入札参加資格

(入札参加資格)

第3条 取扱規定第4条第2項の規定に基づき、工事の内容等に応じて定めることができる入札参加資格は、この章の規定のとおりとする。

(対象工事に対応する等級等)

第4条 入札に参加が可能な者の区分は、以下のとおりとする。

- 一 等級の区分のある工事については、工事金額に応じた等級を基本とする。
- 二 等級の区分のない工事については、工事金額に応じた区分評点を基本とする。

(入札参加可能な企業形態)

第5条 入札に参加できる企業形態は、以下のとおりとする。

- 一 単体企業
- 二 組合(官公需適格組合を含む。)
- 三 特定建設工事共同企業体

(入札に参加可能な者の所在地)

第6条 入札に参加する者は、大阪府建設工事競争入札参加資格申請の際に届け出た営業所の所在地が、工事金額と工事種別に応じて指定する区域内に有する者とする。

(建設業の許可の区分)

第7条 入札に参加する者は、工事金額及び工事種別に応じた建設業法第3条の一般建設業又は特定建設業の許可を有するものとする。

(配置予定技術者)

第8条 入札に参加する者は、当該工事における建設工事の種類に応じた建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者とする。

(工事实績等)

第9条 工事实績を求める場合は、大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準の規定による。

2 入札参加資格として求める工事实績は、当該工事と同じ工事種別で同種類似の工事を元請けとして施工した実績を基本とする。

(入札参加資格の決定について)

第10条 契約責任者は、発注する工事の内容等に応じて、第4条から第9条に定める事項の中から、必要な入札参加資格を定めるものとする。

2 契約責任者は、第4条から第9条に定めるほか、必要と認める事項に係る入札参加資格を工事ごとに定めることができるものとする。

3 契約責任者は、前各項により、入札参加資格を定める場合は、事務局長に諮ったうえで決定する。

(実施細則の制定)

第11条 前条に基づき、入札参加資格の決定を円滑に実施するため、別に実施細則を定めるものとする。

2 当該実施細則は、事務局長の決裁を受けるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、事務局長に諮ったうえで決定する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。